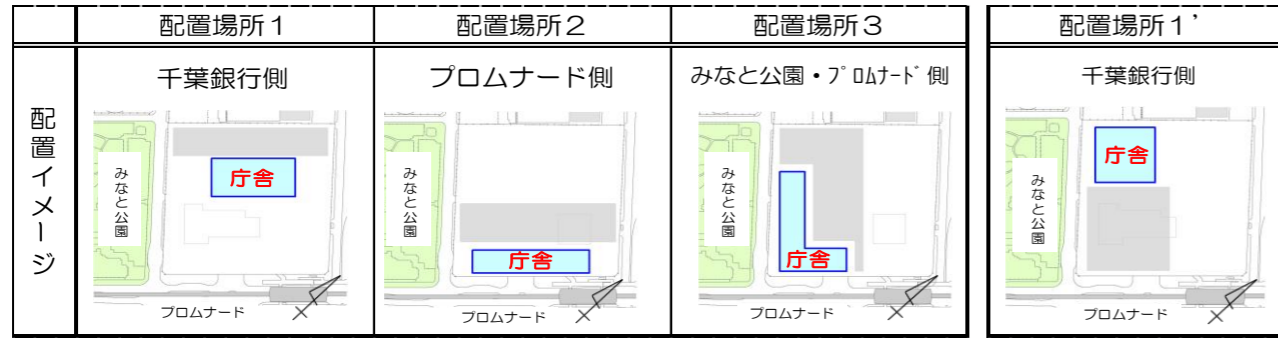


新庁舎の配置場所について

1. 概要

設計の与条件となる新庁舎の配置場所について、将来の本庁舎敷地の有効利用の視点も踏まえて決定する。

【基本計画における3つのモデルプラン】



2. 検討経過

- H27.7 3つのモデルプランごとの土地利用について民間市場調査を実施
- H27.8 本庁舎整備検討委員会（附属機関）において審議
→施工性の観点から、**配置場所2は検討対象から外した。**
- H27.9 議会の新庁舎整備調査特別委員会において調査審議
～10 →民間市場調査に基づいて、本庁舎敷地の国道357号線側に
余剰地を配置し、**配置場所1を配置場所1'に修正した。**
- H27.12 本庁舎整備検討委員会（附属機関）において審議
→モノレール駅からのアクセス性やみなと公園、臨港プロムナードとの
連携に配慮できる**配置場所3が望ましい**との意見が寄せられた。

3. 今後の方針

新庁舎の配置場所を、**配置場所3（みなと公園・プロムナード側）とする。**

●配置場所3の選定理由

ア 本庁舎へのアクセス性

モノレール市役所前駅に近接することにより、自動車（市民駐車場）でもモノレールでも、来庁者がアクセスしやすい動線確保することができる。

イ 本庁舎敷地の将来利用

平成26年度及び今年度実施した民間市場調査において、敷地活用ニーズの高かった本庁舎敷地の国道357号線側の敷地を確保することが可能であり、かつ、新庁舎整備後においてモノレール市役所前駅からもアクセスしやすい動線確保することができるため、民間活用をはじめ、将来の有効利用がしやすい部分を残すことができる。

ウ 本庁舎周辺エリアのまちづくりへの寄与

新庁舎を臨港プロムナードに面して配置することで、モノレール市役所前駅とみなと公園をつなぐ結節点になり、公共空間の利活用による賑わい誘導や回遊性の向上につながるなど、本庁舎周辺エリアのまちづくりに寄与することができる。

4. 基本設計の方向性

ア 来庁者の利便性向上のための機能配置

L字型の建物形状となることから、建物内動線が長くなる可能性がある。このため、来庁者の利用が多い機能を集約して配置するなど、本庁業務のワンストップ性の向上に配慮する。

イ 周辺環境を活かした建築計画

みなと公園と臨港プロムナードの両方に面する配置となることから、この特性を十分に活かし、基本構想・基本計画に定める周辺の企業・団体等との連携や、本庁舎周辺エリアのまちづくりに寄与するような建築計画を検討する。

ウ 施工性への配慮

現庁舎のみなと公園側の一部（1階張り出し部分）を解体撤去して、本体の部分を生かしながら、現庁舎に近接する箇所で施工を進めることを想定している。このため、来庁者等の安全確保や工事計画に十分に配慮した設計を行う。

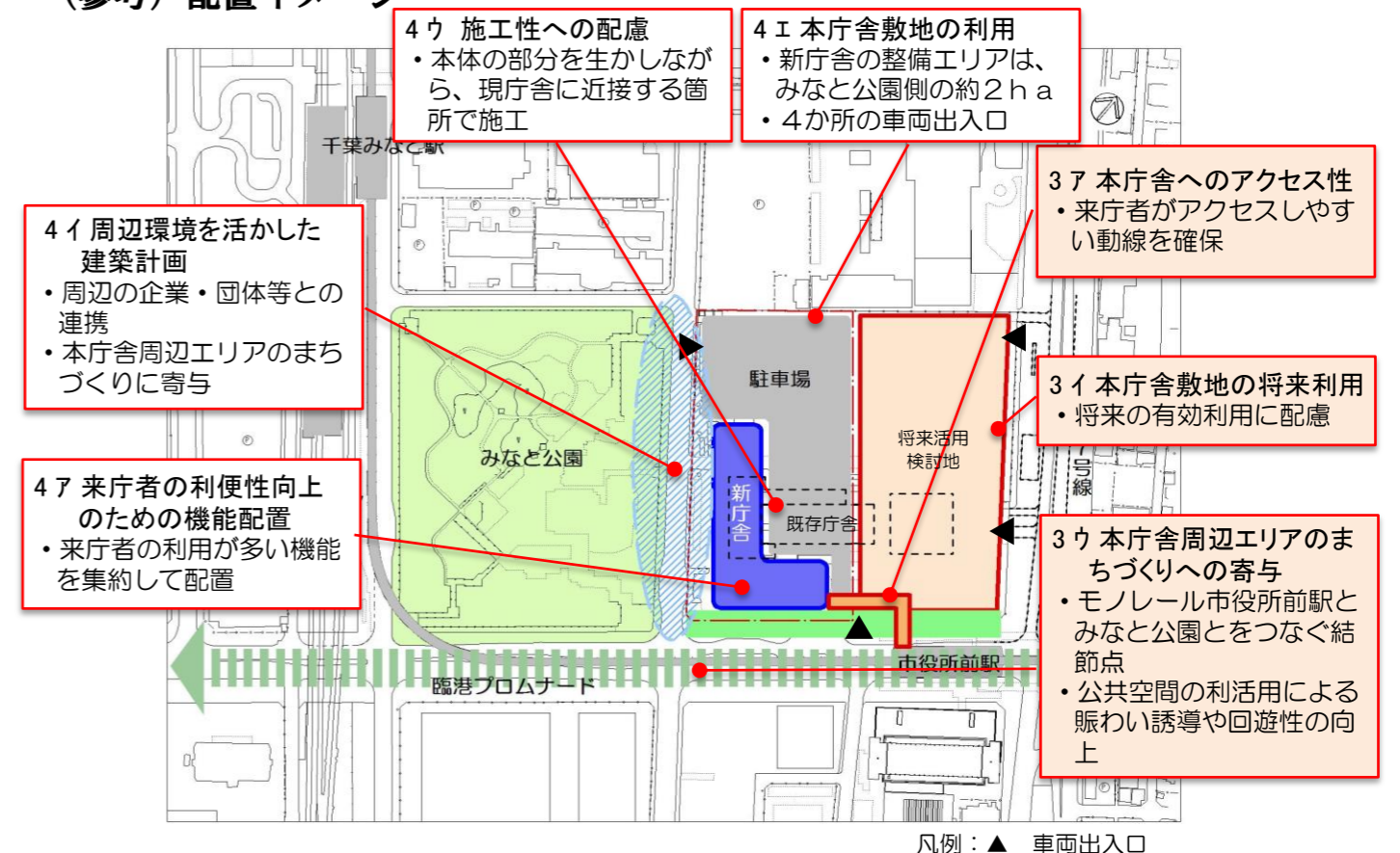
エ 本庁舎敷地の利用

現在の本庁舎敷地のうち国道357号線側の約2haは、将来において有効利用の可能性があることから、新庁舎の整備エリアは、みなと公園側の約2haを想定する。

本庁舎敷地への車両出入口は、国道357号線側に2か所、臨港プロムナード側に1か所、みなと公園側に1か所を想定する。

また、歩行者用デッキ等の活用により、モノレール市役所前駅からアクセスしやすい動線の確保や、みなと公園との連携にも十分に配慮する。

（参考）配置イメージ



凡例：▲ 車両出入口